

## YMCA 阿南国際海洋センター

## 宿 泊 約 款

## (適用範囲)

- 第1条 当施設がお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
2. 当施設が、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申し込み)

- 第2条 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名（団体名）
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) お客様（代表者）の連絡先など
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 前項に基づき、当施設に申し出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出ていただきます。
3. お客様が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まずお客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を、同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期限を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊予定のお客様が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊予定のお客様が、次のイ～ハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊予定のお客様が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊予定のお客様が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) その他、当施設の業務上の都合のとき。

## (お客様の契約解除権)

第6条 お客様は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、お客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、お客様が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設がお客様に告知したときに限ります。
3. 当施設は、お客様が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとして処理することがあります。

## (当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) お客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) お客様が次のイ～ハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) お客様が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) お客様が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他施設が定める利用規則の禁止事項（火災防止上必要なものに限る。）に従わないとき。

- (8) その他、当施設が判断したとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客様がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### (宿泊の登録)

第8条 お客様は、宿泊日当日、当施設の受付において次の事項を登録していただくことがあります。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. お客様が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に替わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

#### (客室の使用時間)

第9条 利用の手引きなどで別途ご案内をいたします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は、当施設責任者まで必ず事前にご相談ください。

#### (利用規則の遵守)

第10条 お客様は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### (営業時間)

第11条 当施設の主な営業時間は、利用の手引き又は当施設ホームページなどでご案内しております。

#### (料金の支払い)

第12条 お客様が支払うべき宿泊料金等は、利用の手引き又は当施設ホームページなどでご案内しております。別途体験費用など内訳は、別表に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めたクレジットカード等これに替わり得る方法により、当施設が定めた期限までにご入金いただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
4. 旅行代理店などを通じてご予約をいただいている場合は、その代理店のご指示のもとお支払い手続きを進めてください。

#### (当施設の責任)

第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、10万円を限度にその損害を賠償します。

- ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### (契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第14条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第 15 条 お客様が受付などにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、お断りをさせていただく場合があります。
- その際の紛失等における責任は、当施設は負いかねます。

(お客様の手荷物又は携帯品の保管)

- 第 16 条 お客様の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任を持って保管し、お客様が受付においてチェックインする際にお渡しします。
2. お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
  3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

- 第 17 条 お客様が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(お客様の責任)

- 第 18 条 お客様の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該お客様又はその団体代表者様は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

## 別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

## ◆ 団体利用（15名様以上）の場合

		内 訳
宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊料金	ア 基本宿泊料金（施設利用料 + 食事等の飲食料） 1泊3食付き 小学生以上 6,130円 / 幼児 4,750円
	体験料金	イ こちらの料金は含まれません。
	税金	ウ 消費税（アに含まれております。）

備考1 基本宿泊料は上記に掲示する料金表によります。  
寝具及び食事を提供しない幼児については、除外とします。

## ◆ 個人利用（15名様未満）の場合

		内 訳
宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊料金	ア 基本宿泊料金（施設利用料 + 食事等の飲食料） 1泊3食付き 小学生以上 6,130円 / 幼児 4,750円
	体験料金	イ こちらの料金は含まれません。
	税金	ウ 消費税（アに含まれております。）

備考1 基本宿泊料は上記に掲示する料金表によります。  
寝具及び食事を提供しない幼児については、除外とします。

## 別表第2 違約金（第6条第2項関係）

## ◆ 団体利用（15名様以上）の場合

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	7日前	14日前	20日前	30日前
30名まで	100%	100%	50%	40%	40%	40%	30%	30%	20%
31～100名	100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	50%	20%
101名以上	100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	50%	40%

- (注) 1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。  
 2. ご予約宿泊分上記のお取消費用が発生します。(3泊であれば3泊分です。)  
 3. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。  
 4. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

## ◆ 個人利用（15名様未満）の場合

契約解除の通知を受けた日	キャンセル料
利用予定日の15日以前	無料
利用予定日の14日前～8日前	20% × 泊数 × 利用人数
利用予定日の7日前～2日前	30% × 泊数 × 利用人数
利用予定日の前日	40% × 泊数 × 利用人数
利用予定日の当日	50% × 泊数 × 利用人数
利用予定日の当日(通知がなかった場合)	100% × 泊数 × 利用人数

- (注) 1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。  
 2. ご予約宿泊分上記のお取消費用が発生します。(3泊であれば3泊分です。)  
 3. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。  
 4. 乳児(4歳未満)のお子様は対象外とします。